

議案第157号

職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給料の調整額に関する条例（平成18年大阪市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「更生相談所に勤務する職員（保健所で更生相談所に併設されるものに勤務する職員を含む。）」を「更生相談所又は西成区保健福祉センター分館に勤務する職員」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

給料の調整額の支給対象となる職員の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるの
で、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の給料の調整額に関する条例（抄）

（支給対象及び支給額）

第2条 調整額は、次の各号に掲げる職員に対し、当該各号に定める月額を支給する。

(1) 更正相談所又は西成区保健福祉センター分館に勤務する職員（保健所で更生相談所に併設されるものに勤務する職員を含む。） 省 略

(2)-(9) 省 略

2 - 3 省 略